

(寄稿)

## MS 法人における新事業承継税制の活用について

### < 要 約 >

平成20年10月に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(以下「円滑化法」)が施行されました。この円滑化法に伴う関連法制が整備され、事業承継の円滑化を目的とした制度として事業承継制度が創設されました。この制度は、事業承継を行う際に、しばしば問題となる相続税・贈与税の納税負担の問題を解決する手立てとして期待されています。

この事業承継制度の具体的な内容は、自社株式等の承継を円滑に進めるために整備された相続税等の制度、後継者が自社株式等の取得を円滑に進めるために整備された遺留分に関する民法の特例制度、経営者の死亡等に伴い必要となる資金を調達支援する制度の3つの柱に分けることができます。この3つの制度のなかでも目玉として注目されるのが、の制度でいわゆる納税猶予制度と呼ばれる事業承継税制です。

この税制は、経済産業大臣の認定を受けた未上場の自社株式等を、相続や贈与により先代経営者から後継者に承継し、その後、後継者が一定の要件を満たしてその会社を経営していく場合には、その承継株式等のうち一部分の相続税等が猶予されます。

更に、その後継者が死亡した場合又は一定期間経過後、次の後継者に対して贈与税の納税猶予制度を使って株式等を一括贈与した場合等には、猶予税額の納税は免除されます。ただし、ケースによっては、メリットが大きい制度と言うことが出来ますが、この税制の適用を受けるための要件は細かく、また要件を満たし続けなければならないということから要件充足が一つのハードルと考えられます。

事業承継を実行するにあたっては、税務の取扱いがその手法の選択や時期等に影響を与えることが少なくありません。会社の歴史、先代経営者及び後継者、家族構成等の要素によって、事業承継に対する考え方は異なり、選択する事業承継手法も様々です。一般的に事業承継対策は、早期の準備が肝心であると言われていています。そのため、考えられる事業承継手法の一つとして、納税猶予制度の活用をご検討される良い機会かもしれません。本稿では、新たな事業承継税制として登場した納税猶予制度について、メディカルサービス法人(通称 MS 法人)への活用をご紹介します。

2009年9月25日  
Healthcare note  
(No.09-24)

寄稿者名：  
税理士法人  
山田&パートナーズ  
医療事業部  
税理士 高橋 琴代

編集主幹：  
野村ヘルスケア・サポート&  
アドバイザー株式会社  
市川 剛志

野村證券株式会社  
法人企画部